

第2章

計画の主な取組

方向性 1 小・中学校における特別支援教育の充実

(1) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実

現状と課題

①現状

ア 個別の教育支援計画及び個別指導計画の書式の改善

調布市の実態調査によると、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の在籍率は小学校で13.8%、中学校で11.3%でした。

＜通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒数＞

【小学校】

		通常の学級の 全児童数	特別な支援を必要とす る児童の想定数	在籍率
調布市	2015年度 (平成27年度)	10,253人	894人	8.7%
	2018年度 (平成30年度)	10,812人	1493人	13.8%

【中学校】

		通常の学級の 全生徒数	特別な支援を必要とす る生徒の想定数	在籍率
調布市	2015年度 (平成27年度)	4,026人	216人	5.4%
	2018年度 (平成30年度)	3,925人	445人	11.3%

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒数が、2015（平成27）年度調査より大幅に増加した背景には、教職員による特別支援教育の理解が進んだことや、児童・生徒の障害の状態の多様化などがあげられます。一方で、学校間の割合に差がある状況にあり、児童・生徒の長所を伸ばす視点や、児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因を踏まえる視点等、多様な視点による児童・生徒の深い理解が必要です。その上で、児童・生徒に対して適切な指導及び支援を行うために、一人一人のニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導をすることが求められます。

調布市教育委員会は校長会と研究を行い、個別の教育支援計画及び個別指導計画の書式を改善しました。個別の教育支援計画については、指導経過や支援会議の記録を経年で残せるような書式としました。個別指導計画については、指導の目標や手立て

の記入を焦点化し、指導者が把握しやすいよう改善しました。

通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒が増加するに伴い、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成する対象の児童・生徒数としては、2015（平成27）年度と比較して、1.4倍～1.8倍に増加している状況です。

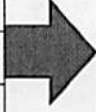
しかし、2015（平成27）年度の作成率と比較して減少している状況にあります。

＜通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成率＞

【小学校】

	2015（平成27）年度				2018（平成30）年度		
	特別な支援を必要とする児童	通級による指導を利用している児童	通級による指導を利用していない児童		特別な支援を必要とする児童	通級による指導を利用している児童	通級による指導を利用していない児童
児童数	894人	329人	565人		1,493人	576人	897人
個別の教育支援計画の作成人数	464人 (51.9%)	298人 (98.6%)	166人 (29.4%)		879人 (58.8%)	575人 (96.1%)	322人 (35.9%)
個別指導計画の作成人数	605人 (67.7%)	323人 (98.2%)	282人 (49.9%)		851人 (57.0%)	584人 (98.0%)	267人 (29.8%)

【中学校】


	2015（平成27）年度				2018（平成30）年度		
	特別な支援を必要とする生徒	通級による指導を利用している生徒	通級による指導を利用していない生徒		特別な支援を必要とする生徒	通級による指導を利用している生徒	通級による指導を利用していない生徒
生徒数	216人	34人	182人		445人	43人	402人
個別の教育支援計画の作成人数	118人 (54.6%)	34人 (100.0%)	84人 (46.2%)		157人 (35.7%)	43人 (100.0%)	114人 (28.4%)
個別指導計画の作成人数	109人 (50.5%)	34人 (100.0%)	75人 (41.2%)		169人 (38.0%)	43人 (100.0%)	126人 (31.3%)

イ 校内委員会におけるPDCAサイクルの構築

各学校の校内委員会では、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習及び生活上の困難の把握や指導上の配慮事項の検討、個別の教育支援計画及び個別指導計画の記述の検討、研修の実施や特別支援学校との交流及び共同学習の検討等を行っています。

教育委員会は、各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会において児童・生徒の支援方針を決定したり、組織的な支援や評価を行ったりすることができるよう、啓発資料の配布や研修の実施等を行いました。各学校においては、児童・生徒の状況に応じた支援方針を決定したり、教職員間で共有して実施・評価したりする等、校内委員会におけるPDCAサイクルが段階的に構築されつつあります。また、各学校における校内委員会の年間実施回数が、小学校で平均11.8回、中学校で平均26.2回となり、実施回数が増加し、校内委員会の活用が促進されている状況にあります。

<校内委員会の年間開催回数（平均）>

	2015(平成27)年度		2018(平成30)年度
小学校	10.0回		11.8回
中学校	24.2回		26.2回

②課題

ア 通常の学級、通級による指導、本人及び保護者等と連携した、個別の教育支援計画並びに個別指導計画の作成及び活用

各学校では、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成が促進されていますが、活用に係る点については、次の事例が報告されています。

- a 通常の学級における個別指導計画と、通級による指導における個別指導計画に、整合性が認められない事例
- b 個別の教育支援計画と個別指導計画の整合性が認められない事例
- c 通常の学級及び通級による指導の教員との情報の共有がされていない事例
- d 通級による指導が終了した後、次年度以降に個別指導計画が作成されず、支援方針が引き継がれない事例
- e 個別指導計画が保護者と共有されない事例
- f 個別指導計画の「目標」と「手だて」に整合性が認められない事例
- g 合理的配慮の提供の内容について、学校と保護者・本人との十分な合意形成を踏まえずに記載されていたり、提供が必要であるにも関わらず未記載であったりする事例

通常の学級、通級による指導、本人及び保護者等が連携して、個別の教育支援計画並びに個別指導計画を作成し、活用を図るための体制づくりが必要です。

イ 校内委員会のさらなる充実

各学校の校内委員会では、児童・生徒の行動上の問題への対応策を検討するケースが多くあります。校内委員会においては、児童・生徒の深い理解に基づいた指導・支援方針が立てられるよう、児童・生徒の長所を伸ばす視点を大切にするとともに、児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因を踏まえる視点が重要です。また、決定した支援方針を全教職員で共有し、組織的・計画的に実施することが求められます。さらに、関係機関や専門家と連携した組織体制を構築することが必要です。

これらを実現するためには、校内委員会の在り方について教職員に共通の認識が求められるとともに、校内通級教室の教員等が校内委員会に参加する等の体制づくりが必要です。

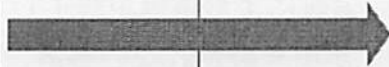
具体的な取組

①通常の学級における個別指導計画と通級による指導の個別指導計画等の共有化

通常の学級における個別指導計画と、通級による指導における個別指導計画等を1つの電子データにまとめ、校内通級教室と在籍学級が情報を共有して作成できるようにします。このことにより、通常の学級の教員と、通級による指導の教員が連携して、内容を確認しながら個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し、本人及び保護者等と共有して

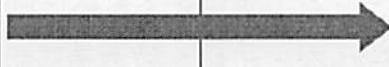
活用を図るためのシステムの構築が期待できます。また、就学支援シートについても、書式の共有化について検討します。

ICT²⁸環境の整備については、個別の教育支援計画や個別指導計画を学校間で共有できる環境の構築に向け検討します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①通常の学級における個別指導計画と通級による指導の個別指導計画等の共有化	指導計画の共有化の整備	指導計画の共有化 ICT環境の整備 についての検討		

②「特別支援教育の充実を目指した校内委員会ハンドブック（仮称）」の作成及び活用

特別支援教育及び特別な支援を必要とする児童・生徒の理解、校内のケース会議のあり方、合理的配慮の提供の検討、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成及び活用方法、通級による指導との連携等について、より充実した取組が校内委員会で行われるよう、「特別支援教育の充実を目指した校内委員会ハンドブック（仮称）」を作成し、各学校に配布します。また、本ハンドブックの活用にあたっては、教育委員会指導主事等が研修や指導・助言を行うとともに、校内通級教室の教員の校内委員会への参加を促進し、校内委員会のさらなる充実を図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②「特別支援教育の充実を目指した校内委員会ハンドブック（仮称）」の作成及び活用	作成・配布・活用	成果普及・共有		

²⁸ ICT

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。

(2) 知的障害学級における指導の充実

現状と課題

①現状

ア 知的障害学級の教育課程編成ガイドラインの策定による教育課程の見直し

知的障害学級が、学校や児童・生徒の実態に応じた教育課程が編成できるよう、知的障害学級における教育課程編成のためのガイドライン（調布市立小・中学校知的障害学級教育課程編成資料）を策定し、改訂してきました。その結果、知的障害学級において、授業時数や学校行事のあり方についての見直し及び中学校における作業学習の導入等を図ることができました。

イ 知的障害学級の担任ハンドブックの活用による OJT の推進

知的障害学級の担任ハンドブックを作成及び改訂しました。その結果、知的障害学級において担当教員による OJT の活用が図られ、若手教員や転入教員の授業改善に寄与しました。

ウ 知的障害学級教科用図書 of 適正な採択及び改善

市立小・中学校知的障害学級教科用図書調査委員会において、想定される学年の実態や、学年ごとに推薦する教科書とその理由について報告する形態にしました。その結果、児童・生徒理解に基づいた市立小・中学校の知的障害学級教科用図書の採択を実施することができました。

②課題

ア 新学習指導要領の本格実施を見据えた教育課程の改善及び授業改善

小・中学校知的障害学級においては、担任等の創意工夫により指導計画を立案し、授業改善が図られている一方で、例えば教科の指導において、系統立てた切れ目ない教育活動を展開することが困難な状況があります。今後、小学校から中学校、高校及び就労までを見据えた、系統立てた切れ目ない指導ができるよう、授業改善を図ることが課題です。

また、新学習指導要領の本格実施を見据え、知的障害学級に在籍する児童・生徒の障害の特性や発達段階を踏まえた柔軟な教育課程を編成することが求められています。特に、自閉症²⁹の児童・生徒に対する指導については、一人一人の障害の特性に幅があることを踏まえ、具体的な指導内容・方法の工夫及び改善が必要です。都立知的障害

²⁹ 自閉症

①他人との社会的関係の形成の困難、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。（文部科学省より）

特別支援学校においては自閉症の教育課程を策定し、指導の充実を図っている現状や、特別支援学級として自閉症・情緒障害固定学級を設置している地域の取組状況を踏まえ、本市においても、都及び他地区の取組等を参考にした、自閉症の児童・生徒に対する柔軟な教育課程及び授業の改善が課題です。

イ 知的障害学級の体制の確立

知的障害学級については、小学校で北部地域に、中学校で東部地域に設置校がなく、児童・生徒が在籍する知的障害学級設置校に登下校するために、生活リズムの調整や安全面の配慮及び保護者の負担等が問題となっています。

児童・生徒が安全に登下校をすることができ、主体的に学校生活を送ることができるよう、知的障害学級の体制の検討が求められています。

具体的な取組

① 「調布市立学校知的障害学級ガイドライン（仮称）」の策定

指導室、知的障害学級設置校長、小・中学校知的障害学級教員、有識者等から構成される「調布市立学校知的障害学級教育課程検討委員会」を設置し、新学習指導要領本格実施を見据え、小学校から中学校まで切れ目ない系統立てた指導の実現を目指し、教育課程編成に係る検討を行います。また、調布市教育委員会と富士見台小学校及び調布中学校は、2018（平成30）年度に東京都教育委員会事業「小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究事業³⁰」の指定を受けました。教育課程編成に係る検討に際しては、この研究事業での取組実践を共有しながら進めていきます。

これらを踏まえ、「調布市立学校知的障害学級ガイドライン」（仮称）を策定し、知的障害学級が、ガイドラインに沿った教育課程の適正な編成・実施ができるようにします。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①「調布市立学校知的障害学級ガイドライン（仮称）」の策定	調布市立学校知的障害学級教育課程検討委員会の設置	小学校知的障害学級モデル校による検証	中学校知的障害学級モデル校による検証	ガイドライン（案）作成・配布

³⁰ 小学校、中学校の知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究事業
東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、将来の児童・生徒の自立と社会参加を目指し、知的障害特別支援学級及び知的障害特別支援学校高等部の計12年間を系統立てた教育課程を構築するための研究・開発を目的とした、東京都教育委員会の事業。

②知的障害学級の体制構築に向けての検討

知的障害学級の体制構築については、対象地域における将来的な児童・生徒数の増減の状況や、設置校の教室数及び施設改修の可能性等、様々な角度から検討する必要があります。

知的障害学級の増設を含め、知的障害学級の児童・生徒が安全に登下校し、主体的に学校生活を送るために必要な体制の整備に向け、検討していきます。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②知的障害学級の体制構築に向けての検討	特別支援教育検討委員会による検討	➔		

(3) 校内通級教室における指導の充実

現状と課題

①現状

ア 校内通級教室巡回指導の体制の構築

小学校では、2015（平成27）年度に全校に校内通級教室を設置し、巡回指導を本格実施しました。2018（平成30）年度からは、拠点校を4校から8校に増設し、巡回指導体制の充実を図りました。中学校では、2018（平成30）年度から3校（第四中、第六中、第八中）に校内通級教室を設置し、巡回指導を開始しました。

<2018（平成30）年度小学校 校内通級教室拠点校と巡回校³¹の内訳>

ブロック名	拠点校	巡回校①	巡回校②	ブロック名	新拠点校	巡回校①
第1ブロック	調和小	若葉小	国領小	第5ブロック	緑ヶ丘小	滝坂小
第2ブロック	石原小	第一小	第二小	第6ブロック	杉森小	染地小
第3ブロック	柏野小	八雲台小	上ノ原小	第7ブロック	深大寺小	北ノ台小
第4ブロック	飛田給小	第三小	多摩川小	第8ブロック	布田小	富士見台小

イ 校内通級教室専門員³²を活用した指導体制の充実

2016（平成28）年度から、各小学校に1人の校内通級教室専門員を配置しました。配置に当たり「校内通級教室専門員の手引き」を作成・配布し、校内通級教室専門員の業務内容を周知するとともに、校内通級教室専門員を活用した指導体制の充実を図ることができました。

ウ 「調布市立学校における校内通級教室教育課程編成のためのガイドライン」の策定

「調布市立学校における校内通級教室教育課程編成のためのガイドライン」を策定し、周知を図るとともに、校内通級教室拠点校担当連絡会や校長会主催の研修会において各学校との情報交換の機会を設けました。その結果、全ての小学校校内通級教室において、一定の水準を確保した、適正な教育課程を編成することができ、各拠点校共通の教室要覧を作成及び配布することができるようになりました。

³¹ 巡回校

校内通級教室の教員が巡回して指導する学校。

³² 校内通級教室専門員

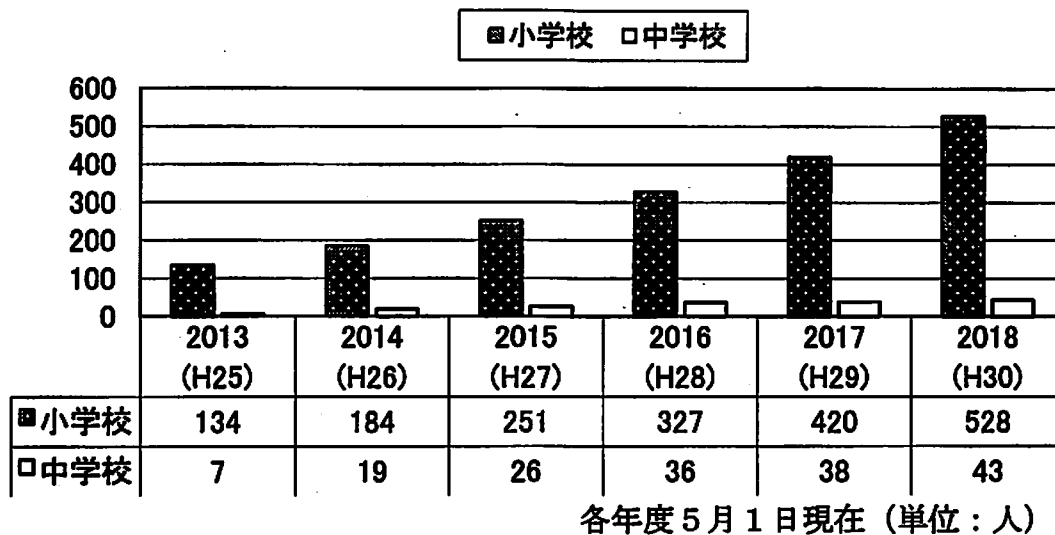
校内通級教室の教員や臨床発達心理士等の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察等、校内通級教室の教員と連携して校内通級教室の円滑な運営に必要な業務を行う。東京都では「特別支援教室専門員」と呼んでいる。

②課題

ア 小学校校内通級教室の対象児童増加による指導体制及び相談体制の確立

小学校校内通級教室の対象児童は年々増加傾向にあり、2018（平成30）年度は528名となりました。今後も、児童数の増加に伴い、対象児童の増加が見込まれています。

<校内通級教室を利用する児童・生徒数の推移>



対象児童の増加により、校内通級教室の教員も増えることが予想されます。今後各小学校が校内通級教室においてすべての教員が適切な巡回指導が実施されるよう、調布市として適正な教員の配置や育成を行うことが求められています。

また、校内通級教室の退級についても、入級時の基準や、通級による指導や通常の学級での状況を踏まえた体制づくりの構築が必要です。

イ 中学校における校内通級教室巡回指導体制の構築

2019年度から中学校全校に校内通級教室を設置します。その際、調布市内全ての校内通級教室において、一定の水準を確保した、適正な教育課程を編成することが求められます。合わせて、どの校内通級教室でも、生徒の学習上及び生活上の困難を克服・改善することを目指した自立活動³⁹の指導ができるよう、教育課程編成のガイドラインを示し、指導体制の構築を図る必要があります。

³⁹ 自立活動

個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分がある。

具体的な取組

①小学校校内通級教室の整備

小学校校内通級教室拠点校において、環境整備や巡回校との連携体制の構築等、拠点校としての機能を適切に果たせるよう支援します。また、指導の対象となる児童の増加傾向を踏まえ、特別支援教育検討委員会において、拠点校増設の成果と課題を明らかにするとともに、更なる環境整備を図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①小学校校内通級教室の整備	特別支援教育検討委員会による検討	➔		

②中学校校内通級教室の整備

2019年度から、全ての中学校に校内通級教室を設置し、巡回指導を実施できるようにします。また、校内通級教室拠点校を新たに第八中学校に設置し、第六中学校と合わせて2校とします。校内通級教室においては、生徒の一人一人のニーズに応じた自立活動の指導がどの学校でもできるように、教育委員会指導主事等による指導・助言を行うとともに、教室環境を整え、共通の教材・教具を準備する等、環境の整備を図ります。

<2019年度中学校 校内通級教室拠点校と巡回校の内訳（予定）>

ブロック名	拠点校	巡回校①	巡回校②	巡回校③
Aブロック	第六中	第三中	第五中	第七中
Bブロック	第八中	調布中	神代中	第四中

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②中学校校内通級教室の整備	全中学校で校内通級教室の指導開始 拠点校を2校に増設	➔		

③「調布市立中学校校内通級教室ガイドライン（仮称）」の策定

全ての中学校校内通級教室において、適正な教育課程を編成できるようにするとともに、校内通級教室拠点校が、一定の水準の教室経営を行い、生徒のニーズに応じた自立活動の指導が効果的に行えるよう、「調布市立中学校校内通級教室ガイドライン（仮称）」を策定します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
③「調布市立中学校校内通級教室ガイドライン（仮称）」の策定	検討 作成・配布・活用	成果普及・共有	➔	

(4) 言語障害通級指導学級・難聴通級指導学級における指導の充実

現状と課題

①現状

ア 言語障害通級指導学級及び難聴通級指導学級における指導力の向上

言語障害通級指導学級及び難聴通級指導学級では、児童のニーズに応じた特別の指導を実施しており、特に言語障害通級指導学級では、児童の学習又は生活上の困難の改善・克服により、通級による指導の必要がなくなり、退級する児童が増加する等の指導実績を積んでいます。

<2017(平成29)年度 言語障害指導学級退級理由別児童数>

退級理由	人数(人)	割合
指導目標達成	24	82.8%
卒業	4	13.8%
転校	1	3.4%
合計	29	100.0%

2018(平成30)年度には、言語障害通級指導学級及び難聴通級指導学級設置校の第一小学校が文部科学省委託事業「学習上の支援機器等教材活用評価研究事業³⁴⁾」の指定校として、児童の学習活動上の困難に応じた学習支援機器の活用における実践研究を行いました。

②課題

○言語障害通級指導学級の対象児童の増加への対応

言語障害通級指導学級では、指導の対象となる児童が大幅な増加傾向にあり、入級時期によっては待機となる状況にあります。言語障害通級指導学級の指導対象は、主に構音障害、吃音、言語発達の遅れ等のある児童ですが、特に言語発達の遅れ等のある児童については、校内通級教室での指導の可能性を検討するとともに、校内通級教室と一層の連携を図ることが求められています。合わせて、言語障害通級指導学級の増設について検討をしていく必要があります。

³⁴⁾ 学習上の支援機器等教材活用評価研究事業

障害のある児童・生徒が、将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るために、ICTを含めた支援機器等教材の選定・活用に必要な評価指標及び学習評価方法について調査研究し、これらの実践事例や、実践上の成果や課題、課題の解決策などの普及を図ることを目的とした文部科学省の事業。2017(平成29)年度から始まり、調布市立第一小学校は2018(平成30)年度に指定校となった。

具体的な取組

①言語障害通級指導学級の体制構築に向けての検討

指導対象となる児童の増加傾向を踏まえ、特別支援教育検討委員会において調布市としての言語障害通級指導の在り方を検討します。具体的には、言語障害通級指導の教育課程や対象児童の入退級システムの検討や、言語障害通級指導学級に必要な体制の構築に向けた検討を行います。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①言語障害通級指導学級の体制構築に向けての検討	特別支援教育検討委員会による検討	→		

(5) 特別支援学校を含む、調布市内すべての公立学校の児童・生徒に対する教育の充実

現状と課題

①現状

ア 副籍交流³⁵の充実

特別支援学校に在籍する児童・生徒は、基本的には特別支援学校の教育課程に基づいて指導が行われますが、調布市に住むすべての児童・生徒が、相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らすことができる共生地域の実現のために、調布市教育委員会は、調布市内公立学校に在籍するすべての児童・生徒への教育の充実に向けて、特別支援学校と連携を図っています。

副籍交流については、特別支援学校と小・中学校が、意図的・計画的に副籍交流を行うために連携を図り、お互いのことがわかることができる直接交流または間接交流活動を実施しています。

②課題

ア 取組の周知及び都立特別支援学校との連携の充実

副籍交流については、若手教員及び転任する教員を含め、基本的な考え方や意義を引き続き教員へ周知する必要があります。また、直接交流を計画する際には、事前に都立特別支援学校と綿密な連携をとり、価値ある交流活動になるよう、協力体制の充実を図る必要があります。

具体的な取組

①副籍交流の推進

副籍交流に関する基本的な考え方を明確にするとともに、その意義について、毎年度、教員への周知を図ります。

都立特別支援学校からの情報や、市内各学校における副籍交流に関する実践について、特別支援教育推進委員会³⁶などを通して情報共有の機会を設定します。

特に、直接交流においては、各学級で実施している効果的な取組についての情報を啓発資料にまとめて配布し、すべての教職員への理解と啓発を進めていきます。

³⁵ 副籍交流

特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村小学校、中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るための交流。直接的な交流(小学校、中学校の学校行事や地域行事等における交流、小学校・中学校の学習活動への参加等)と間接交流(学校・学年・学級だよりの交換等)がある。

³⁶ 特別支援教育推進委員会

調布市立小・中学校における特別支援教育の推進及び充実のために、特別支援教育コーディネーターとして必要な資質・能力の育成を図ることを目的とした委員会。組織は、各小・中学校特別支援教育コーディネーターの他、小・中学校長・副校長各1名、指導主事、教育支援コーディネーター、教育相談所長、調布市子ども発達センター長、都立特別支援学校特別支援コーディネーターで構成されている。